



## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

1




(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

5 劣後特約

- (1) 本社債の償還および利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる

(5) 相殺禁止

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（第13回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）（10年債））】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件





	(2)

償還の方法

- 1 償還金額  
額面100円につき金100円
- 2 償還の方法および期限
  - (1) 本社債の元金は、本項第(2)号または第(4)号にもとづき期限





民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定  
E03606)

10 社債管理者の請求による調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところに従い、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（第14回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）（10年債））】

(1) 【社債の引受け】









## 第4 【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。  
表紙の裏面に以下の内容を記載いたします。

### [ 投資に際してのご留意事項 ]

本社債に投資するにあたって投資家が特に留意すべきと思われるリスク要因その他の事項については、以下のとおりであります。

ただし、以下に記載されるリスク要因その他の事項は本社債に関する全てのリスクその他の留意事項を完全に網羅するものではありません。当社の「事業等のリスク」については、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補

( 税務事由 )

日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）

平成28年 6 月29日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第 1 四半期（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日）

## 第2 【参照書類の補完情報】



(6) 特定業種等への貸出その他の与信の集中

当社グループは、貸出その他の与信に際しては、特定の業種、特定の与信先への偏りを排除すべくポートフォ

















